

令和7年度 高津区内交通結節点形成業務委託

(適用範囲)

- 1 本仕様書は、川崎市（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託する「令和7年度 高津区内交通結節点形成業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。本業務は、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び本仕様書に基づいて実施するものとする。

(業務目的)

- 2 路線バスの減便・退出による交通環境の変化から、本市の交通利便性を維持し続けるためには、路線バスと多様なモビリティを組み合わせることによる市民の移動環境の担保が必要であり、特に乗換機能を持つモビリティハブの形成とともに、社会的認知の醸成、実装が重要である。一方で、モビリティハブはこれまでの交通体系と異なるものであり、利用者目線での乗換抵抗の軽減等が必要となる。

本業務は、高津区内の都市公園である「橘公園」（別紙1参照）を活用し、移動の目的地となり得る新たな交通結節点（モビリティハブ）の形成及び運営に向けた実証実験を行うものである。実証実験に向けては、既存の公園機能や地域特性を踏まえながら、交通事業者や多様な主体との連携、多様なモビリティの提供、地域の賑わい及び憩いの空間の創出、快適な滞在環境の整備、情報発信機能の整備等について企画提案を行うとともに、実証実験を踏まえ、今後のモビリティハブに求められる機能及びそのあり方について検証することを目的とする。

(業務内容)

- 3 本業務の内容は、次の（１）～（２）のとおりとする。詳細については、甲乙協議によるものとする。

（１）橘公園における実証実験の実施

① 実証実験の企画立案

次の事項を考慮の上で、実証実験の企画立案を行う。企画立案にあたっては都市公園法、川崎市都市公園条例、その他関係法令等を遵守するものとし、予め橘公園の公園管理者及びPark-PFI事業者と協議調整を行うこと。

ア 期間等

- ・実証実験の期間は、令和7年11月上旬から令和8年2月末とし、年末年始を除き、毎日行うこと。具体的な期間は甲乙協議の上で決定するものとする。
- ・実証実験の時間帯は日中とし、具体的な時間帯は甲乙協議の上で決定するものとする。

イ 施設利用計画

- ・公園敷地内を活用することとし、レイアウト図を作成すること。

ウ モビリティの導入

- ・路線バス等との乗換を想定し、利用者の利便性向上に寄与する多様なモビリティを設置すること。

エ 既存交通との連携

- ・本市がシステムを提供するバスロケーションシステムを、デジタルサイネージ等に表示すること（「カ 情報発信機能の整備」参照）。
- ・本実証実験箇所を含む高津区、中原区、幸区の一部において、令和7年秋頃から実証実験運行を予定しているオンデマンド交通「チョイソコかわさき」と連携を図ること。

オ 滞在環境の整備

- ・Park-PFI 事業者と連携の上で、地域の賑わい及び憩いの空間の創出に資する取組や、快適な滞在環境の整備を行うこと。

カ 情報発信機能の整備

- ・モビリティハブの情報発信機能を強化するため、実証実験期間中に公園敷地内にデジタルサイネージ等を設置すること。設置場所は、甲乙協議の上で決定するものとする。
- ・屋外に設置する場合は、防水・防塵性能、耐候性、耐衝撃性を有すること。
- ・デジタルサイネージ等の表示内容は、バスロケーションシステム（本市がシステムを提供）、川崎市関連情報、モビリティ関連情報等とし、詳細は甲乙協議の上で決定するものとする。
- ・コンテンツの更新は、遠隔で実施可能なものとする。
- ・上記仕様は参考であり、提案者は、より優れた機能、デザイン、運用方法を提案できるものとする。

キ その他

- ・実証実験の認知度を高め、実施効果を最大限発揮するため、近隣住民及び関係者等に対して、事前周知及び広報を行うこと。
- ・月1回の頻度で定例会を開催し、実証実験の状況報告等を行うこと。

② 近隣住民や関係者への事前周知及び広報の実施

③ 実証実験の準備（資材調達等を含む）

④ 実証実験の実施

⑤ 実証実験を踏まえた検証

- ・アンケート調査による利用者属性・利用目的・利用状況、満足度等の分析、来場者数の計測等を行い、課題を整理するとともに、今後のモビリティハブに求められる機能やあり方等を検証すること。

⑥ その他

- ・ 実証実験において、備品、什器、工作物等の設置等により、既存施設等に影響を与える場合は、実証実験前中後の写真管理を行うこと。
- ・ 実証実験において設置するモビリティ等については、実証実験終了後の機能継続を目的として、可能な限り活用できるよう提案すること。ただし、管理運営上の支障等により継続利用が困難と認められるものについては、この限りではない。詳細は甲乙協議の上で決定するものとする。
- ・ 実証実験に起因する敷地内の清掃などの環境整備を行うこと。
- ・ 実証実験に必要となる光熱費を負担すること。

(2) 報告書作成

本委託業務の実施内容を報告書としてとりまとめる。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、甲は乙に修正等適切な対応を求めることができる。

(実施計画書)

- 4 乙は、契約締結後速やかに発注者と十分な打合せを行い、業務着手届、委託業務代理人・技術者届、業務実施計画書（業務概要、工程表、組織表、緊急時の体制及び対応、連絡先など）を提出し、甲に承認を得なければならない。また、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合、乙は、変更内容について甲と協議を行い、甲に承認を得なければならない。

(現場代理人及び主任技術者)

- 5 受注者は、現場代理人並びに本業務の技術上の管理を統括する主任技術者を定め、川崎市長あてに届け出なければならない。

(契約期間)

- 6 契約締結日から令和8年3月13日までとする。

(各種法令等に関する手続き)

- 7 本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、乙が行うものとする。

(貸与資料)

- 8 甲は、本業務の実施にあたり、必要に応じて乙に関係資料を貸与するものとする。乙は貸与された資料を、甲の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

(報告の義務)

- 9 本業務の遂行中、適宜、乙より進捗状況を報告するものとする。

(損害及び危害)

- 10 乙は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理すること。また、近隣住民及び公園利用者などから苦情等があった場合は、乙において丁寧に対応するものとし、その結果を甲に報告すること。

(疑義)

- 11 本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに甲とその内容について協議するものとする。

(秘密の保持)

- 12 乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

(成果品の帰属)

- 13 本業務で得られた成果品は全て甲の所有とし、甲の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。甲は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

(成果品)

- 14 成果品は、次のとおりとする。

- (1) 報告書（概要書含む） 1 部
 - ・ 業務の実施状況が分かる写真
 - ・ 本業務遂行時において作成した成果物（実施計画書、広報物等）
 - ・ その他本市が必要と認めるもの
- (2) (1) の電子データ 1 式

(その他)

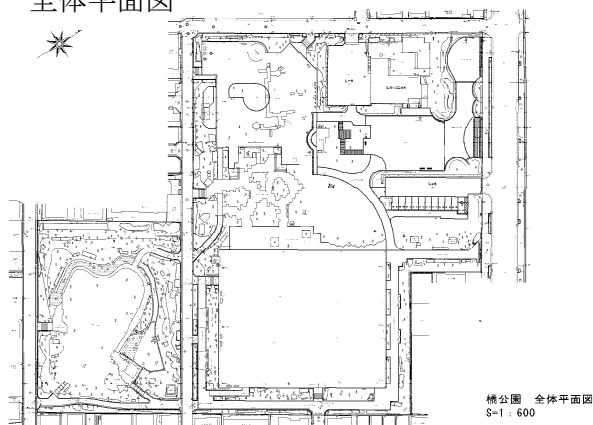
- 15 やむを得ない理由により、業務の内容等に変更が生じる場合には、本業務の内容や契約金額等について甲と乙で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。

令和 7 年度 高津区内交通結節点形成業務委託 履行場所

位置図



橘公園 全体平面図



橘公園 部分平面図

